

## ○かのや農業・農村戦略ビジョン諮問委員会会議規則

### (設置)

第1条 本市の農業・農村振興に向けた取組を計画的かつ重点的に推進するために策定するかのや農業・農村戦略ビジョン（以下「ビジョン」という。）について、調査・検討するため、かのや農業・農村戦略ビジョン諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じてビジョンについて調査・検討し、その結果を市長に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業・畜産業従事者
- (3) 各種団体の関係者
- (4) 企業等関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

この場合において、委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、市長が認めた者を委員の代理として出席させることができる。

- 2 会議は、委員（前項に規定する代理出席者を含む。）の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (策定委員会)

第7条 委員会に、下部組織として、策定委員会を置く。

- 2 策定委員会は、委員会の指示に基づき、ビジョンに盛り込むべき事項を分野別に調査・検討し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 3 策定委員会の委員は、副市長（農政担当）、農林商工部長並びに次に掲げる課の課長級の職員をもって充てる。
  - (1) 農政課
  - (2) 産業振興課
  - (3) 林務水産課
  - (4) 畜産課
  - (5) 農地整備課
  - (6) 農業委員会事務局
- 5 策定委員会の会議は、必要に応じて副市長が招集し、副市長が議長となる。

(作業部会)

第8条 策定委員会に下部組織として、作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、農政課長並びに次に掲げる課の課長補佐等をもって充てる。
  - (1) 農政課
  - (2) 産業振興課
  - (3) 林務水産課
  - (4) 畜産課
  - (5) 農地整備課
  - (6) 農業委員会事務局
- 3 作業部会の会議は、必要に応じて農政課長が招集し、農政課長が議長となる。

(準用)

第9条 第4条並びに第6条第1項後段及び第2項から第3項までの規定は、策定委員会及び作業部会の委員の任期及び会議について準用する。

(守秘義務)

第10条 委員会、策定委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会等の庶務は、農林商工部農政課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。